

参考資料 1

(調査事績の推移・譲渡所得の仕組み)

平成29事務年度から令和5事務年度 所得税調査等の状況

		平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
調査等件数	件	(96.2%) 622,637	(98.1%) 610,655	(70.7%) 431,495	(116.4%) 502,298	(119.4%) 599,747	(106.3%) 637,823	(94.9%) 605,077
特別・一般	件	(101.5%) 49,735	(100.8%) 50,130	(85.0%) 42,601	(43.9%) 18,713	(128.6%) 24,067	(148.5%) 35,751	(103.8%) 37,092
着眼(実地)	件	(109.4%) 23,218	(101.0%) 23,449	(72.8%) 17,082	(29.8%) 5,091	(144.2%) 7,340	(143.8%) 10,555	(98.9%) 10,436
実地調査合計	件	(103.9%) 72,953	(100.9%) 73,579	(81.1%) 59,683	(39.9%) 23,804	(131.9%) 31,407	(147.4%) 46,306	(102.6%) 47,528
簡易な接触	件	(95.3%) 549,684	(97.7%) 537,076	(69.2%) 371,812	(128.7%) 478,494	(118.8%) 568,340	(104.1%) 591,517	(94.3%) 557,549
申告漏れ等の 非違件数	件	(95.9%) 383,908	(97.4%) 373,880	(70.3%) 262,974	(106.2%) 279,295	(113.6%) 317,189	(106.6%) 338,268	(92.0%) 311,264
申告漏れ所得金額	億円	(101.7%) 9,038	(100.0%) 9,041	(87.3%) 7,891	(70.7%) 5,577	(129.1%) 7,202	(125.5%) 9,041	(110.2%) 9,964
追徴税額	億円	(107.6%) 1,196	(99.9%) 1,195	(94.7%) 1,132	(64.7%) 732	(144.5%) 1,058	(129.3%) 1,368	(102.2%) 1,398
1件当たり申告漏れ 所得金額	万円	(105.8%) 145	(102.1%) 148	(123.6%) 183	(60.7%) 111	(108.1%) 120	(118.3%) 142	(116.2%) 165
1件当たり追徴税額	万円	(111.8%) 19	(105.3%) 20	(130.0%) 26	(57.7%) 15	(120.0%) 18	(116.7%) 21	(109.5%) 23

(注) 1 各計数のカッコ書の数値は、対前事務年度比である。

2 追徴税額等については、復興特別所得税の金額が含まれている。

3 令和元事務年度の「調査等件数」、「簡易な接触」、「申告漏れ等の非違件数」及び「申告漏れ所得金額」欄における各計数は、令和3年10月に国税庁ホームページに掲載した正誤表に基づき作成している。

平成29事務年度から令和5事務年度 消費税（個人事業者）調査等の状況

		平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
調査等件数	件	(100.9%) 87,550	(98.3%) 86,051	(78.2%) 67,321	(128.5%) 86,513	(98.5%) 85,199	(110.3%) 93,985	(128.2%) 120,495
特別・一般	件	(100.7%) 28,415	(100.3%) 28,504	(83.6%) 23,837	(39.0%) 9,301	(145.8%) 13,559	(152.5%) 20,677	(105.1%) 21,741
着眼（実地）	件	(112.8%) 9,504	(104.4%) 9,919	(69.6%) 6,899	(25.7%) 1,775	(188.7%) 3,349	(144.4%) 4,836	(99.9%) 4,835
実地調査合計	件	(103.5%) 37,919	(101.3%) 38,423	(80.0%) 30,736	(36.0%) 11,076	(152.7%) 16,908	(150.9%) 25,513	(104.2%) 26,576
簡易な接触	件	(99.0%) 49,631	(96.0%) 47,628	(76.8%) 36,585	(206.2%) 75,437	(90.5%) 68,291	(100.3%) 68,472	(137.2%) 93,919
申告漏れ等の 非違件数	件	(101.9%) 62,205	(100.0%) 62,229	(71.6%) 44,552	(108.9%) 48,523	(113.9%) 55,281	(110.4%) 61,055	(127.0%) 77,547
追徴税額	億円	(107.0%) 322	(107.1%) 345	(88.1%) 304	(59.2%) 180	(173.3%) 312	(126.9%) 396	(106.8%) 423
1件当たり追徴税額	万円	(105.7%) 37	(108.1%) 40	(112.5%) 45	(46.7%) 21	(176.2%) 37	(113.5%) 42	(83.3%) 35

(注) 1 各計数のカッコ書の数値は、対前事務年度比である。

2 追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）の金額が含まれている。

3 令和元事務年度の「調査等件数」、「簡易な接触」及び「申告漏れ等の非違件数」欄における各計数は、令和3年10月に国税庁ホームページに掲載した正誤表に基づき作成している。

1 調査事務運営の基本方針等

経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、必要な税務行政の見直しに不斷に取り組みつつ、限られた事務量を一層効率的かつ効果的に活用することを通じて、適正・公平な税務行政の一層の推進を図る。

効果的・効率的な事務運営に向けた取組

データ活用を前提とした事務運営の推進

- データ活用の事務運営への実装
- データ活用を念頭に置いた資料情報の収集・入力

納税者のコンプライアンスリスクに応じた最適な接触方法の選択

- 調査必要度の高い納税者
(高額・悪質な不正計算が想定される者など)
⇒ 実地調査

- その他の納税者
⇒ 行政指導及び署内調査
(文書・電話)

課税部重点課題

消費税の
適正課税

国際化
富裕層

無申告

シェアリングエコ
ノミー等新分野へ
の的確な対応

所得税
不正還付への
対応

2 AI・データ分析の活用

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルの構築に取り組んでいます。

構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を基に税務調査の選定を行い、課税事務の効率化・高度化に努めています。

申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



※ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

平成29事務年度から令和5事務年度 謹度所得の調査等の状況

項目	事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
			対前事務年度			対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度		対前事務年度
① 調査等件数	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
	24,105	89.7	20,784	86.2	13,221	63.6	14,290	108.1	16,714	117.0	18,572	111.1	16,715	90.0		
土地建物等	19,226	94.1	16,705	86.9	9,826	58.8	11,940	121.5	13,503	113.1	13,987	103.6	12,915	92.3		
株式等	4,879	75.8	4,079	83.6	3,395	83.2	2,350	69.2	3,211	136.6	4,585	142.8	3,800	82.9		
② 申告漏れ等の非違件数	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
	18,022	88.5	16,091	89.3	10,001	62.2	10,140	101.4	13,066	128.9	14,351	109.8	13,341	93.0		
土地建物等	14,023	94.1	12,727	90.8	7,099	55.8	8,232	116.0	10,214	124.1	10,236	100.2	9,933	97.0		
株式等	3,999	73.5	3,364	84.1	2,902	86.3	1,908	65.7	2,852	149.5	4,115	144.3	3,408	82.8		
③ 申告漏れ割合(② / ①)	%	P	%	P	%	P	%	P	%	P	%	P	%	P	%	P
	74.8	▲1.0	77.4	2.7	75.6	▲1.8	71.0	▲4.7	78.2	7.2	77.3	▲0.9	79.8	2.5		
土地建物等	72.9	0.0	76.2	3.2	72.2	▲3.9	68.9	▲3.3	75.6	6.7	73.2	▲2.5	76.9	3.7		
株式等	82.0	▲2.6	82.5	0.5	85.5	3.0	81.2	▲4.3	88.8	7.6	89.7	0.9	89.7	▲0.1		
④ 申告漏れ所得金額	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
	1,482	99.2	1,526	103.0	1,106	72.5	1,150	104.0	1,384	120.4	1,503	108.6	1,460	97.1		
土地建物等	1,200	107.7	1,151	95.9	764	66.3	904	118.4	1,003	110.9	1,079	107.6	1,066	98.8		
株式等	282	74.1	375	132.9	342	91.3	246	71.8	381	155.1	425	111.4	395	92.9		
⑤ 1件当たり申告漏れ所得金額(④ / ①)	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
	615	110.5	734	119.4	836	113.9	805	96.2	828	102.9	809	97.8	874	107.9		
土地建物等	624	114.5	689	110.4	777	112.7	757	97.4	743	98.1	771	103.8	825	107.0		
株式等	578	97.7	919	159.0	1,008	109.7	1,046	103.7	1,187	113.5	927	78.0	1,039	112.1		

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

譲渡所得の仕組み

○ 譲渡所得の区分

譲 渡 所 得	内容		対象となる資産
	分離譲渡所得	総合譲渡所得	
	譲渡所得を他の所得と区分（分離）し、譲渡所得に特定の税率を適用して税額を計算する。	譲渡所得を他の所得と合計（総合）し、一般の累進税率を適用して税額を計算する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地建物等 ・ 株式等
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の資産（金地金など）

○ 分離譲渡所得の金額の計算

譲渡所得の金額

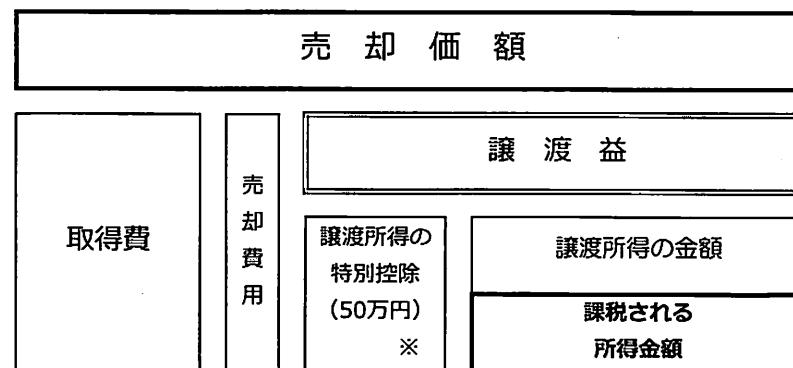
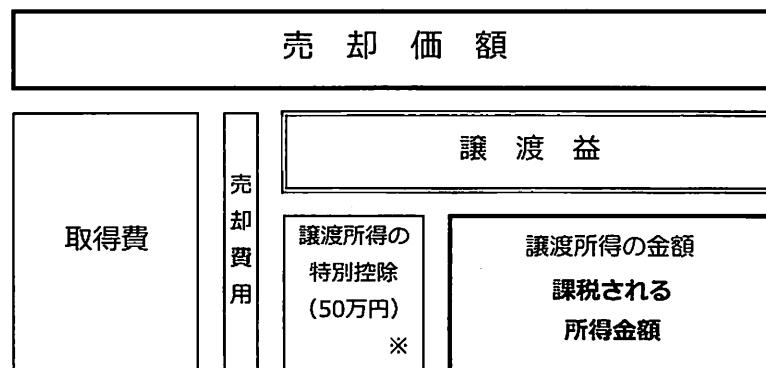
= 売却価額 - (取得費 + 売却費用) - 譲渡所得の特別控除（※一定の場合）

○ 分離譲渡所得に係る所得税の税率

区 分	土地建物等	株 式 等
長期譲渡所得	1 5 %	
短期譲渡所得	3 0 %	1 5 %

○ 総合譲渡所得の金額の計算

- 所有期間が 5 年以内の場合（短期譲渡所得）



1
—
2

※ 「譲渡所得の特別控除（50万円）」は、短期譲渡所得に係る譲渡益から先に控除します。